

第三期新潟県ニホンザル管理計画

令和 4 年 3 月

新 潟 県

目 次

	ページ
I 計画策定の目的及び背景	1
II 管理すべき鳥獣の種類	1
III 計画の期間	1
IV 計画の対象となる区域	1
V 管理の目標	1
1 対象地域の現状	
(1) 生息動向	
(2) 生息環境	
(3) 被害の発生状況	
(4) 防除状況	
(5) 捕獲状況	
2 管理計画の目標	
VI 管理の実施	14
1 管理の実施	
(1) 生息環境整備	
(2) 被害防除対策	
(3) 個体群管理	
2 実施計画及びモニタリング	
(1) 実施計画の策定等	
(2) モニタリング調査	
VII 管理のために必要な事項	17
1 実施体制	
(1) 県の役割	
(2) 市町村の役割	
(3) 狩猟者団体の役割	
(4) 獣医師会、鳥獣対策のNPO等の役割	
(5) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合等農林業関係団体の役割	
(6) 農業者、林業者の役割	
(7) 地域住民の役割	
2 関係機関が連携した対策の推進	
(1) 鳥獣被害対策チーム	
(2) 隣接県との調整	
3 人材育成、啓発活動	
4 管理計画の進行管理	
<資料編>	
資料1 市町村ニホンザル管理実施計画	資 1
資料2 加害レベルの定義	資 2
資料3 加害レベル判定表	資 3
資料4 捕獲オプションの選択手順の一例	資 4

I 計画策定の目的及び背景

新潟県におけるニホンザルの群れ(注1)は、かつて山地を中心に分布していたが、産業構造や生活様式の変化、中山間地域(注2)の過疎化等により、その生息域を山地から農地や集落周辺地まで広げ、個体数も増加している。ニホンザルの生息域の拡大や個体数の増加は、農作物被害や生活被害を引き起こし、地域の人々との間に軋轢を発生させている。

平成19年3月に、農作物被害の大きい下越地域を対象とした保護管理計画を策定し、県、市町村、関係団体等が連携して取組を進めてきた。

その後、下越地域において一定の効果が見られるものの、被害が沈静化せず、上・中越地域にも拡大してきたことから、計画内容を見直し、全県を対象として、動物生態学の専門家や地域の関係者の合意のもと、被害防除対策、個体数管理、生息環境の整備等を地域の幅広い協力により総合的に講じ、人身被害の防止及び農作物被害の軽減、ニホンザルの地域個体群(注3)の安定的な維持を図ることにより、ニホンザルと人との共存を目的とした第二期新潟県ニホンザル管理計画を平成29年に策定し、取組を進めてきた。

これまでの取り組みの結果、県内に生息する地域個体群は維持され、農作物被害額は減少傾向にあるものの、分布地域の拡大や依然として県内全地域で被害が発生している状況にあることから、計画期間の満了に伴い、引き続き、第三期計画を策定する。

(注1) 群れ：行動を共にする数頭のオトナオス及びオトナメスとその子からなる集団のことをいい、その集団を構成する個体数は、十数頭から百数十頭である。群れの構成する割合は、通常、オトナオス15%、オトナメス35%、コドモ35%、アカンボウ15%程度と言われている。

(注2) 中山間地域：平野の周辺部から山間地にいたる地域で、まとまった平坦な耕地が少ない地域。

(注3) 地域個体群：複数の群れのまとまりで、地域的な集合体のことをいう。

II 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata* 以下「サル」という。)

III 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

IV 計画の対象となる区域

全県(佐渡市及び粟島浦村を除く)

V 管理の目標

1 対象地域の現状

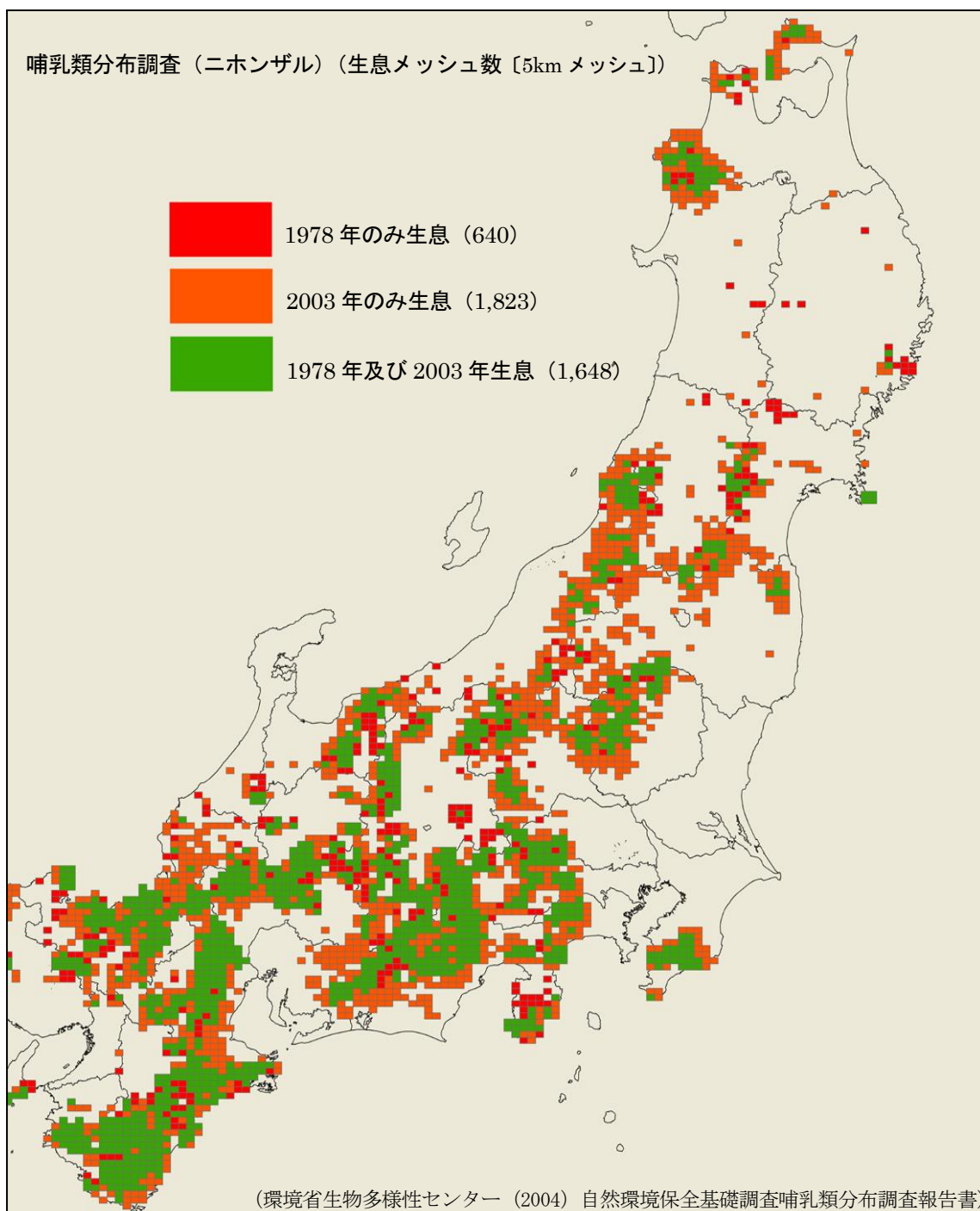
(1) 生息動向

県内各所に、猿橋、猿供養寺、猿和田など猿の付く地名が残っており、古くから人とサルとの接触があったことが伺える。

大正 12 年には全国分布調査が実施され、本県においては岩船郡、東蒲原郡、南魚沼郡、西頸城郡などで生息が確認された。（長谷部言(1923) 全国ニホンザル生息状況アンケート）

環境省の自然環境保全基礎調査（2004）によると、1978 年（昭和 53 年）と 2003 年（平成 15 年）との 25 年間に、群れの生息区画数（5 kmメッシュ）が 99 から 228 に倍増し、生息区画割合も 15.7%から 36.2%と県内の 3 分の 1 を超え、山地から集落周辺地域へと拡大している。（図-1）

図 - 1 環境省自然環境保全基礎調査全国分布メッシュ比較図



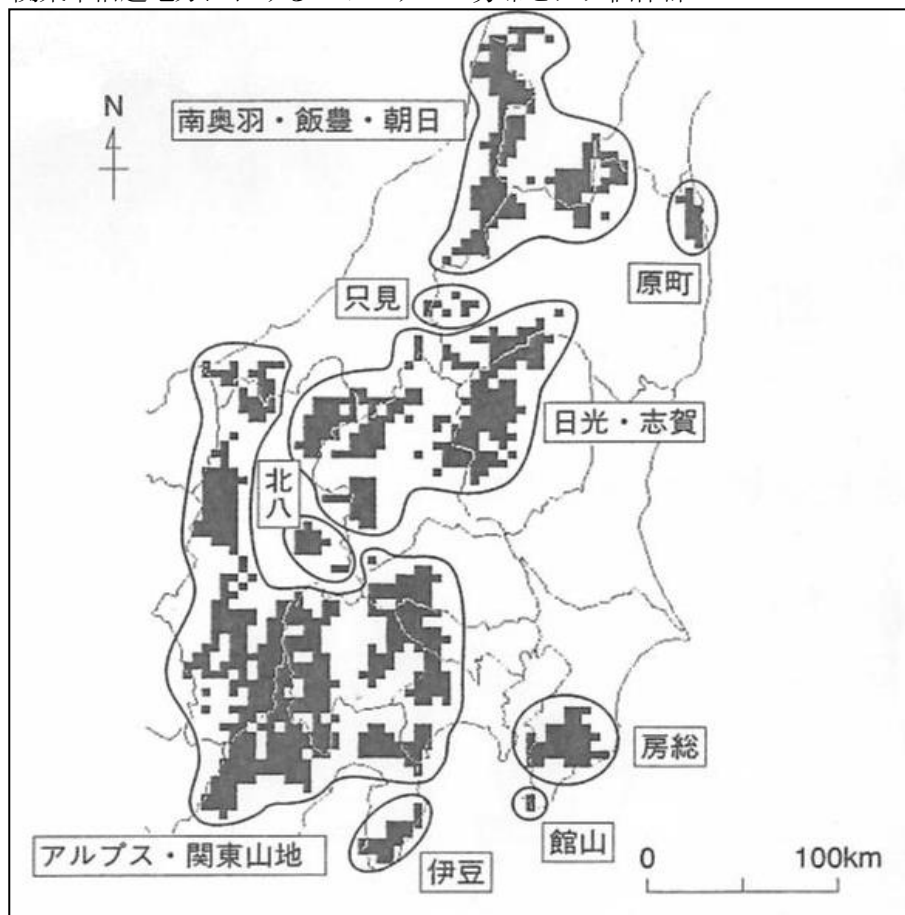
本県に生息するサルの地域個体群は、山形県、福島県、新潟県にまたがる南奥羽・飯豊・朝日メタ個体群、福島県と新潟県にまたがる只見メタ個体群、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県にまたがる日光・志賀メタ個体群、新潟県から富山県、長野県、静岡県、山梨県、神奈川県、東京都、埼玉県にまたがるアルプス・関東山地メタ個体群にそれぞれ属しており（図 - 2）、どの地域でも分布域拡大が著しい。（渡邊邦夫（2000）ニホンザルによる農作物被害と保護管理）

なお、下越地域のメタ個体群は、かつて「朝日」、「飯豊」の個体群に分けて考えられていたが、連続した分布であることが確認され、現在は1つの「南奥羽・飯豊・朝日」個体群に属すると考えられている。遺伝学上の研究からは、山形大学の玉手英利教授らによるミトコンドリアDNAの分析結果によると、朝日・飯豊山系を挟んで大きく新潟県側と山形県側との2つの集団に分かれること、阿賀野川沿いの群れは福島県側と同じことが示された。

また、遺伝的起源は京都大学の川本芳助教授らによる研究から、下越地域を含む新潟県から関東の一部は氷河期以前から生息した群れが隔離されて残り、西日本から広がった祖先とは別起源となった可能性があるとして発表されている。

最近の遺伝子分析の結果を踏まえ、新潟県側の朝日・飯豊地域は1つのメタ個体群として、阿賀野川沿いの群れは福島県と連携して生息動向等を把握する必要がある。

図 - 2 関東甲信越地方におけるニホンザルの分布とメタ個体群



（渡邊邦夫（2000）ニホンザルによる農作物被害と保護管理）

新潟県下においては、平成30年度及び令和元年度に生息状況調査（出没カレンダー調査）を実施した。

この結果に基づき、本計画においては、県下における地域個体群を6の地域個体群として整理することとした（図-3）。

いずれの個体群も農作物被害を生じさせており、一部の個体群においては、生活環境被害も生じさせている（表-1及び表-3）。

また、各個体群の個体数及び群れ数は表-2のとおりである。

なお、これらの個体群の判定、群れ数及び個体数については推定に基づく部分もあり、今後のモニタリング等により把握の精度を上げていく必要がある。

図-3 サルの分布状況（出没カレンダー調査によるサルの確認地点）

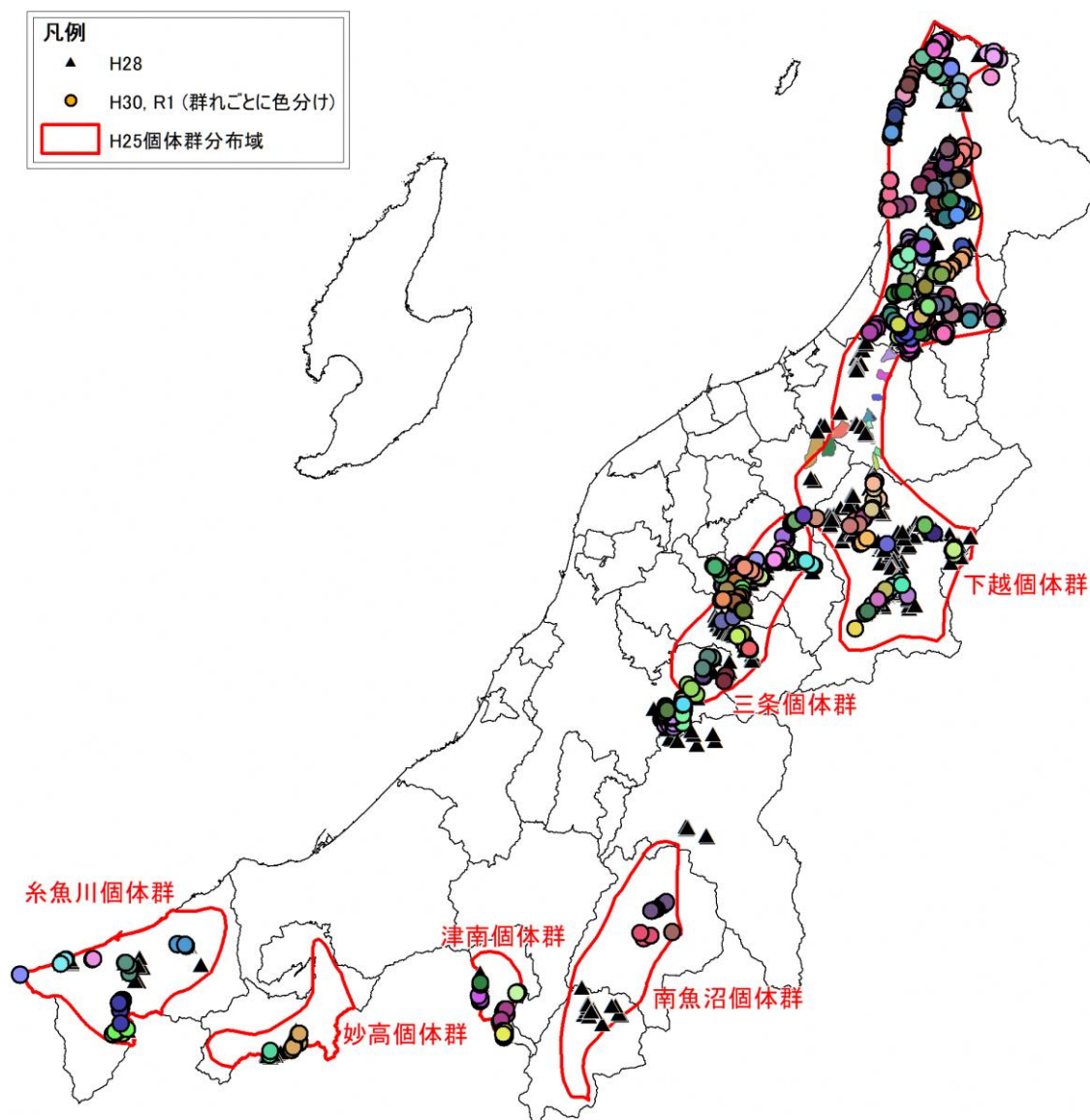


表 - 1 サルの生息状況、被害状況

番号	地域個 体群名	調査結果から推測される生息状況	被害 状況
1	下越	<p>阿賀町・阿賀野市・新発田市・胎内市・関川村・村上市に、連続して生息分布する県内最大の地域個体群である。</p> <p>かつては阿賀野川を挟んで「下越北部」と「阿賀野川左岸」の2つに分けていたが、平成25年時点で分断された個体群ではないとの見方があり、今回もひとつの個体群として扱った。</p> <p>阿賀町東部の阿賀野川沿いでは、福島県西会津町域の個体群と、村上市北部の県境一帯では山形県鶴岡市域の個体群とそれぞれ連続している。</p>	農業被害 生活被害
2	三条	<p>平成25年時点では、五泉市、加茂市、三条市、長岡市栃尾地区にかけて分布する個体群とされていたが、平成28年度の調査で、魚沼市北部まで群れの分布が拡大していることが明らかになった。</p> <p>南魚沼個体群との間には魚沼市域において群れ分布の空白地帯が存在しており、今のところ別個体群とすべきと判断される。上記の下越個体群とは分布域が連続しており、同一個体群とすべきか否かの検討を要する。</p>	農業被害 生活被害
3	南魚沼	<p>長野県で上信越個体群と呼ぶ個体群の一部と考えられ、長野県内の分布域を経由して、津南個体群と連続すると考えられる。</p> <p>平成25年時点では南魚沼市と湯沢町に分布が限られていたが、平成28年度の調査で魚沼市南部への群れの分布拡大が確認された。</p>	農業被害
4	津南	<p>長野県で上信越高原個体群とされている個体群の一部と考えられ、長野県内の分布域を経由して、南魚沼個体群と連続すると考えられる。県内では、南魚沼個体群との間に群れ分布情報の空白域があり、別個体群として扱った。</p>	農業被害
5	妙高	<p>県内では妙高市内のみに分布するが、関川を挟んだ長野県側にも分布域は続いている個体群である。糸魚川個体群との間には分布の空白域があるため、別個体群としているが、長野県内で連続する可能性もある。</p>	農業被害
6	糸魚川	<p>県内では糸魚川市内のみに分布する個体群であるが、長野県の小谷個体群と分布が連続しており、同一の個体群と考えられる。また、長野県内において妙高個体群とも連続する可能性がある。</p>	農業被害

表-2 地域個体群の推定個体

番号	地域 個体群名	H30・R1		H28	
		推定群れ数※	推定個体数	推定群れ数※	推定個体数
1	下越	92	3,404 ~ 4,600	97 ~ 101	3,604 ~ 5,050
2	三条	32	1,184 ~ 1,600	24	892 ~ 1,200
3	南魚沼	16	592 ~ 800	14	520 ~ 700
4	津南	5	185 ~ 250	2	74 ~ 100
5	妙高	2	74 ~ 100	3	111 ~ 150
6	糸魚川	7	259 ~ 350	6	223 ~ 300
	合計	154	5,698 ~ 7,705	146 ~ 150	5,424 ~ 7,500

※ 出没カレンダー調査の結果に一部市町村のテレメトリー調査の結果を加えたもの

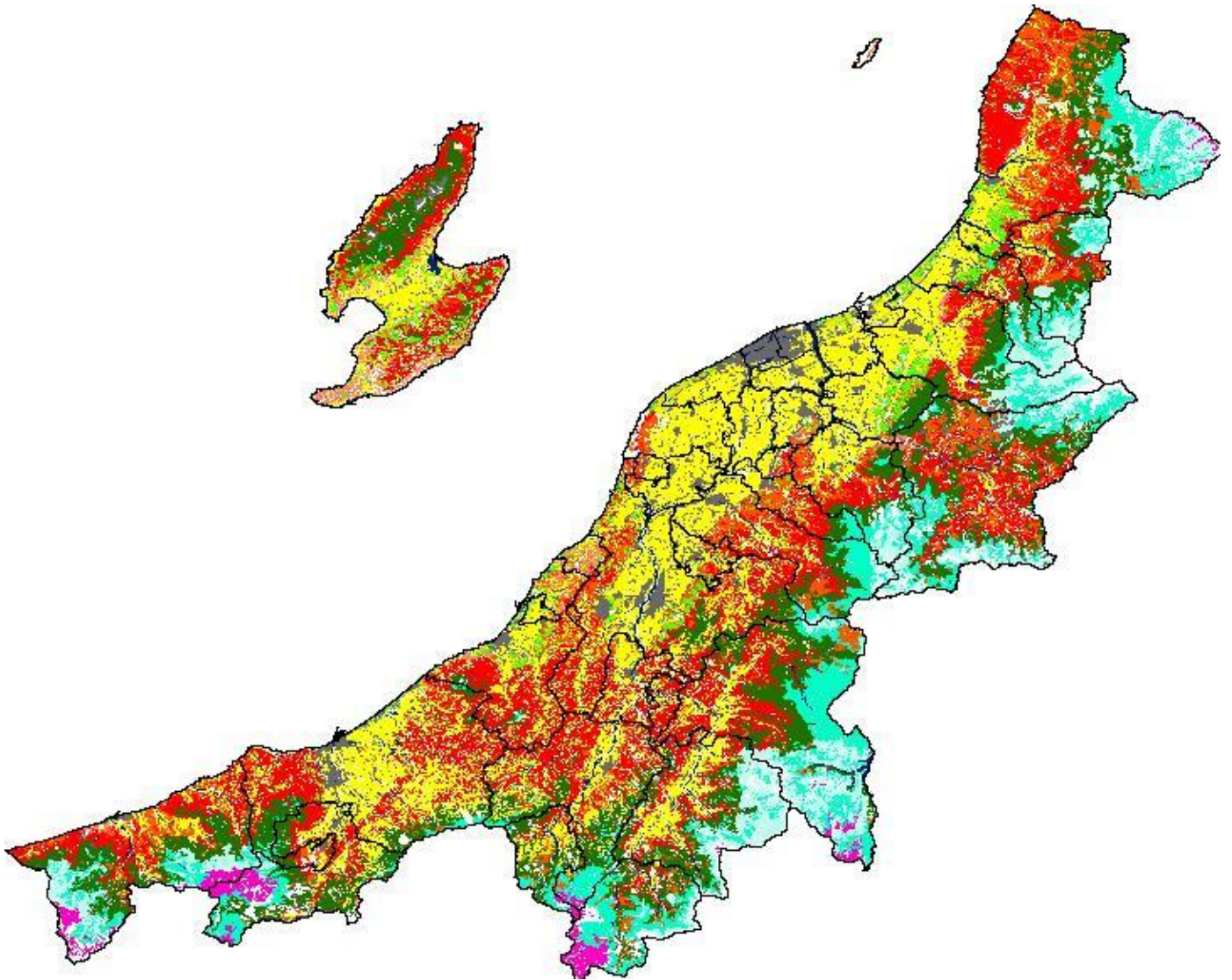
表-3 市町村別加害群数（出没カレンダー調査の結果による）

市町村※	出没カレンダー 調査実施年	群れ数(出没 カレンダー調査)	農業被害が 報告された 群れ数	生活被害が 報告された 群れ数	人への威嚇 が報告され た群れ数
村上市	R1	34 (24.5)	24 (23.5)	5 (4)	12 (5)
関川村	R1	11.5 (13.5)	10 (12.5)	1 (0)	5.5 (3)
胎内市	R1	8.5 (5)	8 (5)	1 (0)	5.5 (0)
五泉市	R1	11 (10.5)	6 (10.5)	1 (0)	5 (1)
阿賀町	R1	17 (36)	10 (35)	2 (1)	4 (6)
三条市	R1	5 (4)	1 (3)	1 (0)	0 (0.5)
加茂市	R1	12 (5.5)	10 (5.5)	0 (0)	2 (2)
田上町	R1	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
長岡市	R1	8 (4)	6 (3)	0 (0)	1 (0.5)
南魚沼市	H30	3 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)
津南町	H30	5 (2)	5 (2)	0 (0)	0 (0)
妙高市	H30	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (1)
糸魚川市	H30	7 (6)	5 (5)	0 (1)	3 (0)
合計		124 (116)	87 (107)	11 (7)	38 (19)

備考 () 内は H28 出没カレンダー調査結果

※ H30、R1 出没カレンダー実施市町村に限る。

図-4 新潟県の植生 (環境省自然環境保全基礎調査植生調査 1978-1998)



凡例

- | | | | |
|---|---|---|---|
|  | カスミザクラ-コナラ群落 |  | チシマザサ-ブナ群落 |
|  | コナラ群落 |  | 自然低木群落 |
|  | ブナ-ミズナラ群落 | | |
|  | スギ・ヒノキ・サワラ植林
スギ・ヒノキ植林
スギ植林
スギ-ブナ群落 |  | 水田
水田雑草群落
畑地
畑地雑草群落 |
|  | アカマツ群落
アカマツ二次群落
アカマツ、クロマツ植林
ヤマツツジ-アカマツ群落 |  | 市街地
造成地
緑の多い住宅地等 |
| | |  | オオシラビソ群落
ダケカンバ群落
ミドリユキザサ-ダケカンバ群落
ミヤマハンノキ-ダケカンバ群落 |

(2) 生息環境

サルの主要な食物は、果実、種子、樹木の若芽、花等の植物質が中心であるが、かなりの頻度で小動物も食べる雑食性の動物である。そのような食性を反映して、主要な生息環境は食物の多い落葉樹の二次林と言われており、落葉広葉樹林と針葉樹人工林の入り混じった地域に多くの分布が見られる。

山間部の小規模な耕作地付近では、農地に作物の少ない時期にもかかわらず、群れの出没が見られることから、夜間の泊まり場や隠れ場としては林内を利用し、餌の多くを耕作地やその周辺に依存している状況がうかがえる。

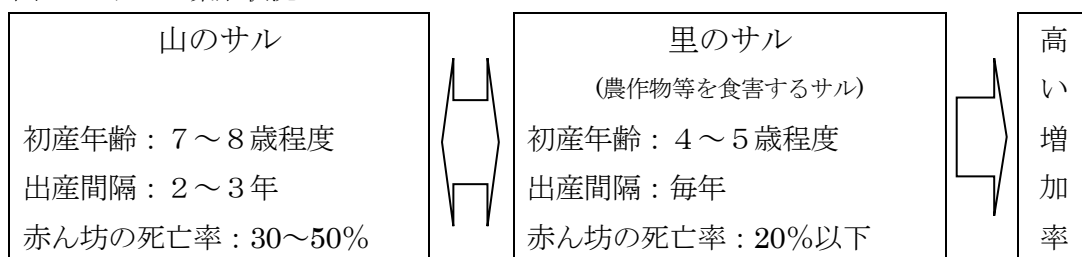
本来、餌の多い落葉広葉樹林内を生活圏としていたサルが農地で採食することを学習し、林内で採食する頻度が少なくなり、その結果として本来の生活環境から離れて生活し始めている可能性がある。

また、中山間地域の過疎化、高齢化の進展等により、耕作放棄地や十分に管理されない耕作地が集落周辺に散在し、柿などの収穫されない放任果樹、廃棄農産物、生ゴミなどが餌となり、サルを農地や集落周辺へ誘引している。

サルが農作物等を食べるようになると栄養状態が好転し、下記図-5「サルの繁殖状況」のように個体数が増え被害を大きくする要因になっていると考えられる。

なお、山岳地におけるサルの群れは行動圏が人里に及ぶものではなく、被害と直接関係ないと考えられる。

図-5 サルの繁殖状況



(3) 被害の発生状況

稲、野菜、イモ類、豆類、果樹等で被害が発生している（図-6）。

全ての地域個体群の生息地域で農作物被害が発生し（表-1）、地域によっては被害の拡大も見られる（図-7）。

以前は下越地域に集中していた被害も全県に拡大しつつあり、一部地域では、自家用農作物に対する被害がほぼ日常化しており作付けをあきらめる農家も出現しているなど、営農意欲の低下や耕作地の放棄等により更なる被害を招くという悪循環となり、中山間地では深刻な問題となっている。

また、生活被害や人身被害も報告されており、対策が必要となっている。

なお、自家用農作物等の被害や、人家周辺への出没による心理的圧迫など、数値化しにくい被害もあることにも留意する必要がある。

図 - 6 サルによる作物別被害発生金額

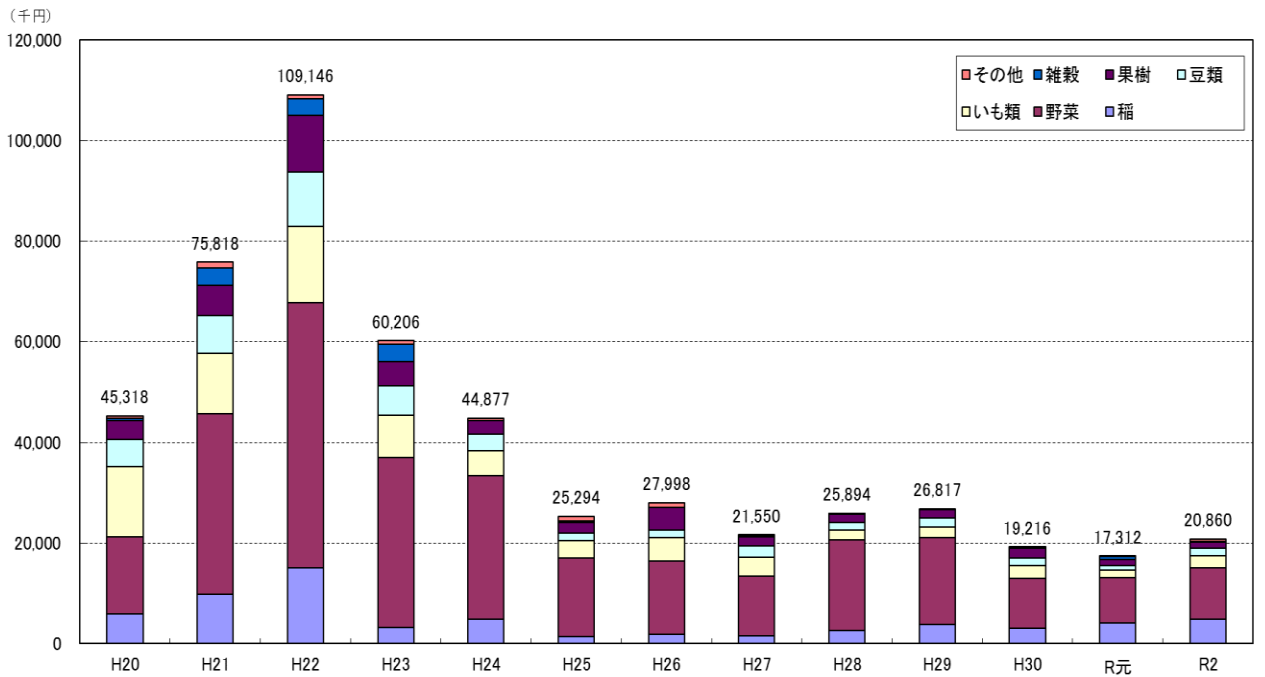
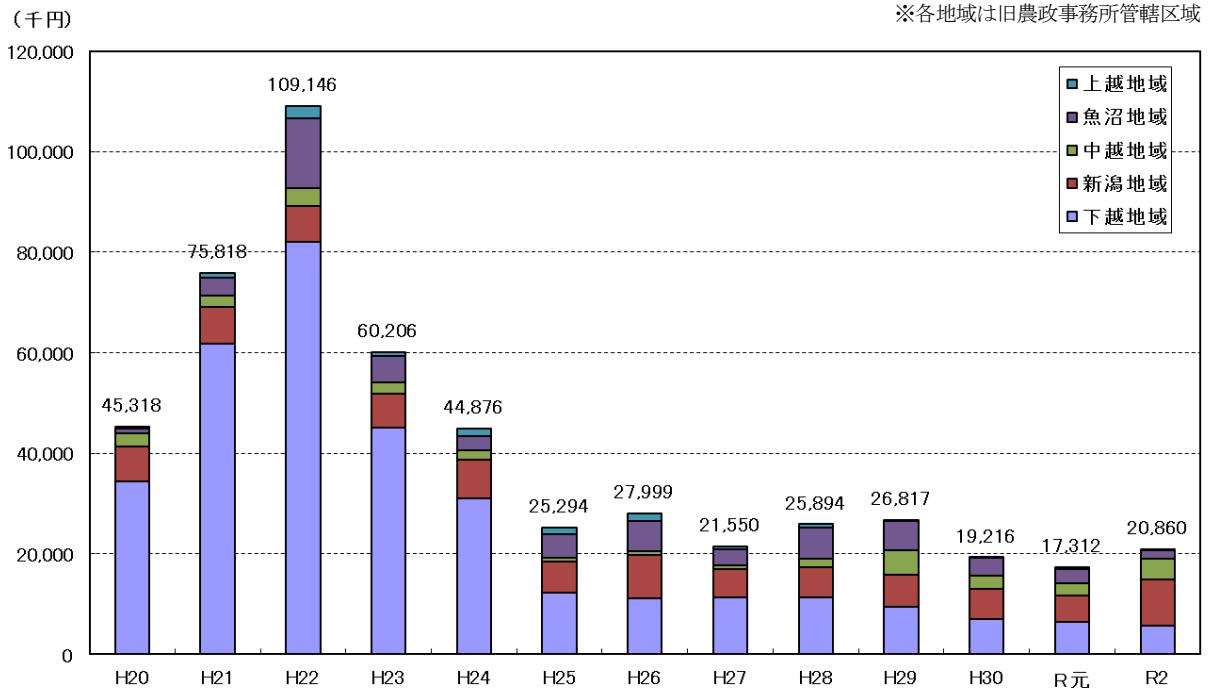


図 - 7 サルによる農作物被害地域別被害発生金額



(4) 防除状況

各市町村においては、銃、檻による捕獲、電気柵・簡易防護柵の設置、花火や爆竹、トイガン（BB弾等使用の玩具銃）などを使用した追い払い、サルの嫌う臭気を持つ忌避剤の使用など様々な手法で防除に取り組んでいる。

銃器による捕獲は、一時的な忌避効果はあるものの、選別捕獲が困難であることから、オトナメスを捕獲してしまい、結果として群れの分裂により、逆に被害の拡大を招く恐れがある。

また、追い払いについては、効果的な手法で継続的に実施することが重要である。

さらに、サルは銃器やわなに馴れ、ハンターも識別するなど、次第に捕獲が困難になるといわれている。

サルは知能が高く、運動能力も高いため、ひとつの手法で被害を完全に防除することは困難であり、地域の状況に応じた総合的な対策が必要となる。

○電気柵、簡易防護柵

柵には電気ショックを利用するタイプ（電気柵）と電気を利用しないタイプ（簡易防護柵）がある。

簡易防護柵は、一般的には一時的効果しかないといわれている。電気柵は正確な設置と定期的な管理が必要であるが、高い防除効果が期待できる。

いずれも個々の取組では限界があり、地域が一体となって柵設置、維持管理に取り組むことが効果的である。

○追い払い

花火や爆竹を使用して追い払う方法があり、最近ではトイガンで追い払いを実施している市町村もある。また、テレメトリー調査手法を活用して効率よく追い払いを実施する方法もある。

①テレメトリー調査や接近警報システムを活用した追い払い

人の監視による追い払いは、監視のために非常に大きな労力が必要であるため、テレメトリー調査の手法を用い、群れの位置情報を把握し必要に応じて追い払いを行う方法がある。

また、テレメトリー調査用の発信器を装着したサル（群れ）が近づくと自動的に警報が鳴る接近警報システムも活用されている。警報を聞いた住民等が農地に出て見張り・追い払いをするというもので、人が事前に出向かずに済むという利点がある。

しかし、サルに“警報＝人間”という認識を学習させなくては効果がないことから、追い払いは人が対応しなければならない。

なお、追い払いの実施にあたっては、集落ぐるみで取り組むことにより効果が向上するといわれている。

②モンキードッグ

ハンドラー（イヌに指示を出し制御する人）が訓練を受けたイヌを一時的に放ち、農地等に出没するサルを追い払うというもので、人の入りにくい林内の奥までイヌが追い上げるため、繰り返し実施すると相当の効果があると言われている。また、同時に人が花火やトイガン等で追い払いを実施することでさらに効果が上がる。

○警戒させる方法

案山子や爆音機など。見慣れないものを警戒する動物の習性を利用したものである。一時的な効果は見られるが、程なく慣れてしまうため、継続的な防除効果は期待できない。

○被害防除体制等の構築

たとえば追い払い等の被害防除対策を個人で実施することは困難であり、個人が個別に実施したとしても効果は低い。住民の参加率を高め、集落が一丸となって実施することが効果的である。被害防止策の実施にあたっては、地域の農林業関係団体、農家、学識経験者、県、市、関係行政機関、猟友会等による協議会等を設置し、関係者が連携して被害防除対策を実施することが重要である。

(5) 捕獲状況

サルは昭和 22 年に狩猟鳥獣から除外されたため、以降の捕獲は全て有害鳥獣捕獲及び個体数調整による捕獲である。

新潟県では昭和 43 年に 8 頭の捕獲があったものの、昭和 50 年代半ばまでは概ね 0 頭、捕獲があっても一桁台という状況であったが、昭和 50 年代後半から徐々に増加、特に平成に入ってから急激に増加し、近年は、増減があるものの、1,000 頭から 1,500 頭程度で推移しており、令和元年度は 1,186 頭であった（図-8、表-4）。

このように、近年では高い捕獲圧を維持しているにもかかわらず、個体数の減少は尙えず、分布地域の拡大傾向も見られる。

この原因として、農作物等を食べるようになったことによりサルの栄養状態が好転し、個体数の増加が捕獲数を上回っていること、オスを捕獲しても新たなオスが入って来たため繁殖に影響が出ないこと、銃による捕獲でオトナメスを捕獲してしまい群れの分裂を生じさせていることなどが考えられる。

図 - 8 サルの有害捕獲数（個体数調整含む）の推移

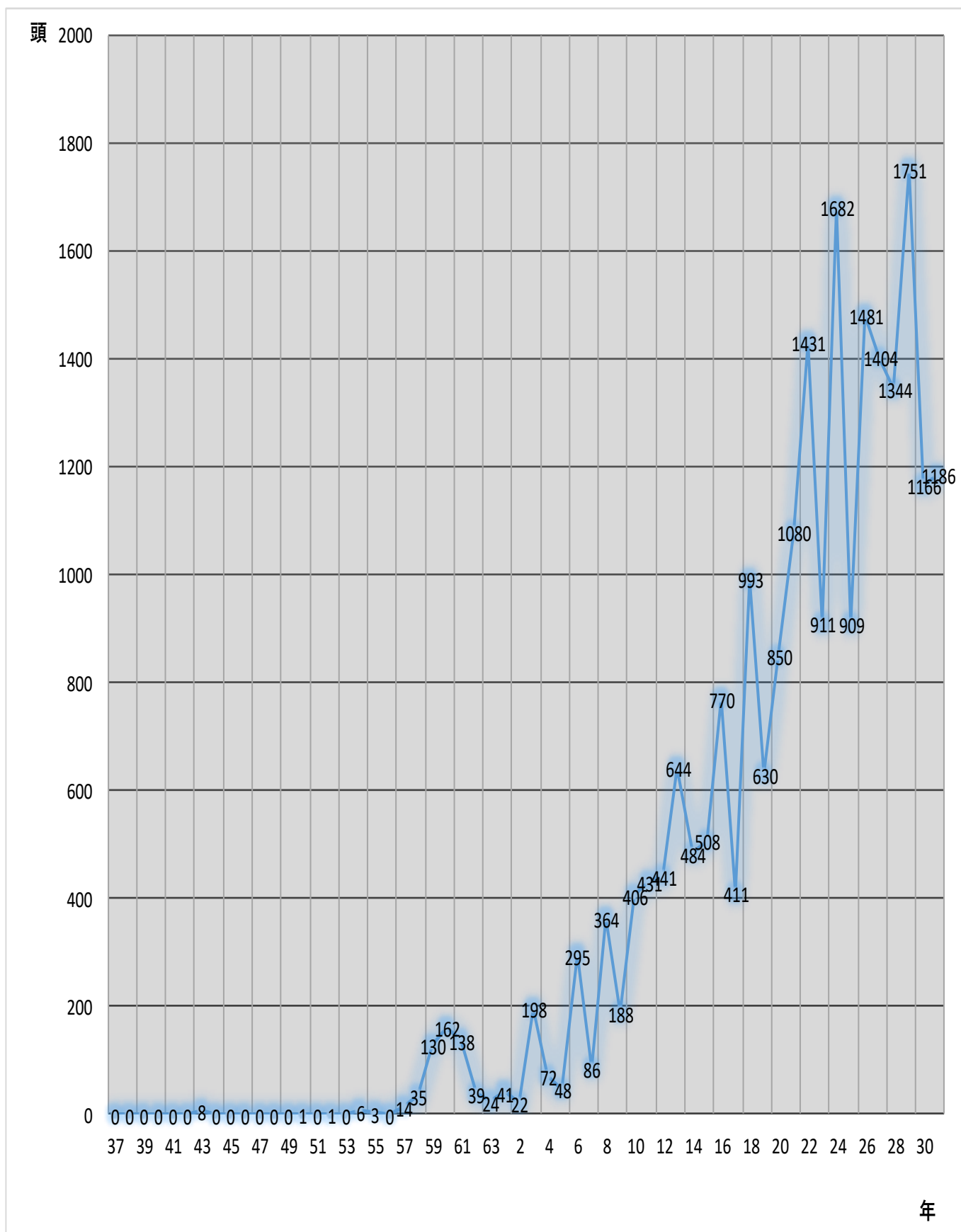


表-4 過去5年間の市町村ごとのニホンザル捕獲数（個体数調整を含む）

（単位：頭）

	H28	H29	H30	R1	R2
村上市	360	566	235	197	403
関川村	122	166	50	131	132
粟島浦村					
新発田市	256	248	210	141	163
阿賀野市	13	17	12	4	10
胎内市	81	94	86	108	104
聖籠町					
新潟市					
五泉市	67	62	75	82	149
阿賀町	51	171	103	133	216
三条市	65	48	60	50	89
燕市					
加茂市	173	224	179	141	164
田上町			5	4	
弥彦村					
長岡市		14	9	21	57
見附市					
小千谷市					
出雲崎町					
魚沼市	1		3		
南魚沼市	72	68	44	63	34
湯沢町	57	29	44	32	41
十日町市					
津南町	8	3	7	13	
柏崎市					1
刈羽村					
上越市					
妙高市	12	22	22	5	6
糸魚川市	6	19	22	61	39
佐渡市					
有害捕獲計	1,344	1,751	1,166	1,186	1,615

2 管理計画の目標

現在まで多くの自治体で農作物被害等を減少させるため、有害捕獲を含む様々な対策を実施してきたが、人馴れや農作物等への依存を学習し群れとしての行動域が人の生活圏域と重なると、食性の変化や栄養条件向上により個体数が増加し被害密度も高くなるほか、群れの分裂や被害地域の拡大を引き起している。

また、捕獲に頼った被害防除は、サルがわなや銃器に馴れ、次第に捕獲が困難になるほか、群れの分裂や個体数の減った群れの代わりに隣接していた別の群れが新たな加害群になることもある。

前期計画期間においては、平成30年度・令和1年度は平成28年度と比較して農作物被害額及び農業被害が報告された加害群数は低減したが、生活被害や人への威嚇が報告された加害群数は増加し、農作物被害等は依然として続いている。

このため、本計画では、引き続き「被害防除対策」、「個体群管理」、「生息環境の整備」にかかる施策を総合的に進め、農作物の被害低減を図ること及びサルの個体数の適正な管理を図ることを目標とする。

○ニホンザルによる農作物被害の低減

- ・現状より低減させる

○ニホンザルの個体群の適正な管理

- ・加害群の数を低減させる

(毎年度、市町村が加害レベルを踏まえ実施計画を策定)

VI 管理の実施

1 管理の実施

(1) 生息環境整備

サルに餌を与えることは、人馴れを招き人への警戒心を低下させ、人身被害の要因ともなり、その地域への定着、被害の発生・拡大につながるため、絶対に餌を与えないよう普及啓発を図る。

また、農地や集落周辺の林縁部等については、サルの隠れやすい藪等の刈り払い、不要な果樹や放棄野菜等、誘因となるものの除去等の徹底を求める。

一方で、農地や集落周辺以外の林部については、本来のサルの生活環境（広葉樹林）である多様な植生域となるよう整備、維持に努める。

中長期的な施策としては、群れの行動圏を把握し、その行動圏内及び後背地の森林について、各市町村の森林整備計画等との整合性を図りつつ、地域の状況に応じた、現存する広葉樹林の保全、人工林の針広混交林への誘導、間伐による下層植生の回復などを進めることにより、自然生態系に配慮した整備に努める。

(2) 被害防除対策

効率的、効果的な被害防除対策を行うためには、県、市町村、関係団体、住民が連携して、農地や集落周辺でのサル誘因物の除去等を重点的に実施し、さらに追い払いや、電気柵の設置等の防除対策を着実に実施していくことが重要である。あわせて、発信器を利用した接近警報システムやモンキードッグによる追い払い等の導入やサトイモやヤーコンなど被害を受けにくい作物※を選択して被害軽減を図っていくことも有効と考えられる。

※ぬめりのあるものや香りの強いものは避ける傾向があるといわれている。

(3) 個体群管理

地域のサルの個体群管理については、誘引物の除去等の被害防除対策を基本とし、被害が大きい場合については、群れを特定した上で、加害レベル、群れの規模、行動圏等をモニタリングしながら、適切な個体数管理手法（捕獲オプション）を選択し、捕獲を実施する（資料2～4参照）。

○ 捕獲オプション

- ・ 選択捕獲（加害個体の捕獲）

群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法

- ・ 部分捕獲（群れの個体数調整）

群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法

- ・ 群れ捕獲（全頭捕獲）

加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法

捕獲の計画を検討する際は、サルの遺伝的多様性を維持するために、地域個体群を絶滅させないよう、また他地域との境界部については群れ分布の連続性等が確保できるよう環境保全上の配慮や地域の合意形成等に留意して実施するものとする。

なお、捕獲した個体については、今後の知見が得られるよう捕獲方法、性別、成・幼獣等について記録を残すと共に、群れの動向や被害変動のモニタリングを実施する。

タイワンザル等の外来種の生息が確認された場合は、交雑を防ぐことにより、地域個体群の遺伝的保護を図るために、速やかに捕獲することとする。

また、市街地等に出没したハナレザルについては、関係機関が連携して、地域住民の人身被害防止に配慮しながら捕獲にあたることとし、捕獲個体は、群れへの悪影響が懸念されることから原則として放獣は行わないこととする。

いずれの場合も捕獲後の処理は、極力苦痛を与えないように行うこととし、実験用としての流用は原則として行わないこととする。

中長期的な施策としては次のことに取り組むこととする。

- ・ 集落周辺に出没せず、山岳地に生息している群れについての情報は、将来、里地周辺での群れの個体群管理を検討する際に必要となるため、生息情報の収集に努める。
- ・ 遺伝的な多様性の維持を図るためにも、地域ごとあるいは群れごとに遺伝情報の収集、集積に努める。

2 実施計画及びモニタリング

(1) 実施計画の策定等

管理計画の実施は、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、関係者間の合意形成を図りながら適切に推進する必要がある。

このため、市町村は、毎年度、被害状況や生息状況を把握し、効果的な施策についての総合的な検討等を行い、被害防除や生息環境の整備等を定めた実施計画（資料1）を作成する。

なお、実施計画は、鳥獣被害防止特別措置法に基づく、市町村鳥獣被害防止計画との整合を図るものとする。

市町村は、実施計画に基づき、農家、地域住民及び関係団体等と連携して対策を実施するとともに、それぞれの地域に生息している群れについて、加害形態、施策の効果、捕獲に関するデータなどを収集・蓄積し、これらの情報を実施計画に反映させる。

なお、市町村で策定した実施計画については、県の管理計画との整合を図るため県と協議し、動物生態学の専門家、農林関係団体、狩猟者団体等関係機関等から構成する野生鳥獣保護管理対策検討会（以下「保護管理対策検討会」という。）において専門家等の意見を踏まえることとする。

実施計画における個体数調整（捕獲頭数）にかかる捕獲許可は県許可となるが、鳥獣被害防止特別措置法による捕獲許可権限移譲に係る申請を行った場合は、市町村許可となる。

ただし、人身被害防止の観点から緊急的に実施する、ハナレザル等が市街地等へ出没した場合等の捕獲は有害捕獲となる。

(2) モニタリング調査

効果的な対策の推進を図るため、群れの生息動向や被害の発生地区、被害量、被害対策の効果等についてモニタリング調査を実施していくことが重要であり、モニタリング調査を効率的により確実に実施するため、できるだけ多くの群れに発信器を装着するよう努める。

県は、必要に応じて地域個体群の生息域の動向等をモニタリング等で調査し、管理計画の評価、検証、見直しを行う。

また、県鳥獣保護管理員からの情報収集や、必要に応じた調査要請等により、生息状況、生息環境に関する情報収集を行う。

市町村は、被害防除対策の実施主体であり、被害防除対策と生息環境の整備の実施状況及び効果を把握することが重要である。

また、個体数調整を行う場合、農家や地域住民、鳥獣保護管理員、関係団体等と協力して目撃情報や被害状況などを収集、整理し、的確にモニタリングすることが重要であり、個体数調整の捕獲後の効果についても、同様にモニタリングするものとする。

モニタリング調査結果については、毎年度、地図に図示し、実施計画の策定及び見直しに活用するものとする。

Ⅶ 管理のために必要な事項

1 実施体制

計画を推進するため、県、市町村、狩猟者団体等関係団体は、大学等の研究機関や専門家等と連携し、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、被害防除対策、個体群の管理、生息環境の整備等の各種事業に取り組んでいく。

また、地域住民の理解や協力を得るため、各機関は連携して、サルの生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を図る。

(1) 県の役割

ア 情報収集及び市町村等に対する各種技術・情報の提供、助言等

国・他県及び学会等の最新の知見、情報及び既存の有効な情報等を収集整理し、市町村や関係団体等に提供するため、会議・研修会等を開催し、被害防除についての知識や技術等の普及啓発及び指導にあたる人材の育成を行う。

また、市町村の被害防除や捕獲等の実施にあたって、必要に応じて支援を行う。

複数の市町村に行動域がまたがる群れの管理については、必要に応じて関連する鳥獣被害対策チームが当該市町村と連携し、広域調整を行う。

地域機関職員や鳥獣保護管理員等は、地域に密着した情報の提供や被害防除対策への助言や支援を行い、市町村及び地域の取組のレベルアップを図る。

イ 地域個体群に対する情報の収集、提供

地域個体群としての分布、動向及び遺伝的変異、群れごとの捕獲状況、山地や奥地等での群れの分布状況などの情報の収集等を行うとともに、必要に応じてモニタリング調査を実施する。

ウ 保護管理対策検討会の設置等

県は、保護管理対策検討会を設置し、毎年度、市町村が策定した実施計画について、広域的な観点、適切な防除対策及び個体数調整（捕獲）等の観点から検討・評価、助言等を行うとともに、モニタリング調査等の各種調査結果や対策の実施状況等を参考に、県管理計画等の評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

また、地域機関ごとに、市町村、関係団体等による会議を適宜開催し、地域の実情に適した効果的な施策について協議、検討するものとする。

エ 集落や地域ぐるみの取組の推進

被害防除対策や生息環境の整備は、集落や地域ぐるみで取り組むことが効果的であることから、市町村と連携し、集落や地域に対し優れた先進的取組事例の紹介や情報提供等の支援を行い、集落や地域ぐるみの取組を推進する。

オ 自然生態系に配慮した森林整備の推進

地域との連携を図りつつ県事業等により、自然生態系に配慮した森林整備を推進するとともに、市町村や林業者が行う森林整備を支援する。

(2) 市町村の役割

ア 実施計画の作成

市町村は、毎年度、管理（被害防除）実施方法等について検討を行い、前年度の評価を踏まえ、実施計画を作成する。

なお、サルの生息が市町村界にまたがる可能性もあることから、隣接する市町村との調整を行うとともに、必要に応じて広域市町村圏での実施計画の作成を検討する。

隣接市町村との調整、広域市町村圏での実施計画作成の検討にあたっては、県は助言・協力を行う。

イ 実施計画の遂行

(ア) 被害防除対策

県地域機関や農林業関係団体等とともに、農業者、林業者等への被害防除対策の指導・啓発・支援を行い、被害防除対策の推進を図る。

なお、追い払いや捕獲等を行う際には、隣接市町村と連携して効果的な実施に努める。

(イ) 個体群管理

群れごとの農作物の被害状況、サルの出現頻度、防除効果及び捕獲方法、性別、成・幼獣等捕獲に関するデータなどを収集・蓄積し、群れの管理を行うとともに、狩猟者団体等と連携して個体数調整を行う。

(ウ) 生息環境の管理

関係機関とともに、農家、地域住民等への生息環境整備について指導・啓発・支援を行う。

(エ) 住民等への情報伝達

農家、地域住民及び地元関係団体に対し、計画に関する情報等を周知し円滑な実行に努める。

(オ) NPOとの連携

NPOと連携し、地域における鳥獣被害防止活動等を推進する。

ウ 実施計画の評価

市町村は、被害額、防除対策の進捗状況、モニタリング結果や耕作放棄地の変化など集落の状況を取りまとめ、実施計画の評価を行う。

(3) 狩猟者団体の役割

ア 捕獲の実施

農作物被害防止のため、県や市町村の要請に基づき、個体数調整（捕獲）を実施する。

イ 助言・指導

野生鳥獣の生態を熟知する者として、必要に応じて、行政、農林業関係団体及び地域住民に対して被害防除等に関する助言・指導を行う。

ウ 情報収集・提供

可能な範囲内において、生息調査等のモニタリングのための捕獲個体の情報収集を行い、必要に応じ県・市町村に情報提供する。

エ 意識啓発

県と連携し、野生鳥獣の保護及び管理に関する研修会の開催など、狩猟者の意識啓発に努める。

(4) 獣医師会、鳥獣対策のNPO等の役割

ア 調査・啓発活動への協力

県や市町村と連携して、サルの生息環境の保全、モニタリング・生息状況の調査や啓発活動に協力する。

(5) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合等農林業関係団体の役割

ア 啓発活動への協力

県関係機関や市町村と連携し、研修会の開催等により、組合員に対して被害防除技術の普及啓発に努める。

イ 各種補助制度の有効活用の提案

各種補助制度の有効活用による効果的な方策を提案して、地域全体の被害防除を推進する。

(6) 農業者、林業者の役割

ア 被害を受けにくい環境づくり

自らの農地や所有山林を適切に管理することにより、被害を受けにくい環境づくりに努める。

イ 防除技術等の習得及び効果的な防除の実施

研修会等に積極的に参加し、効果的な防除技術等の習得に努め、地域が一体となった効果的な被害防除に取り組む。

(7) 地域住民の役割

ア サルの習性等への理解、被害防除等への協力

サルの生態や習性、農山村の現状等の理解に努めるとともに、自らが実施できる対策への参加や生息情報の収集、被害防除の推進等に積極的に協力する。

イ 生ゴミや廃棄野菜等の適切な管理

生ゴミや放置された廃棄野菜等は、サルを誘引することから、これらを人家周辺や農地に放置せず、適切に処理する。

ウ 果実の適切な管理

人家周辺のクリ、柿、クルミ等の実は、サルを誘引することから、早期の摘果に努め、不要な果実は放置せず適切に処理する。また、これらの木を活用していない場合は、伐採も検討する。

2 関係機関が連携した対策の推進

(1) 鳥獣被害対策チーム

県地域振興局ごとに、県地域振興局、市町村、警察署、狩猟者団体等の関係機関による「鳥獣被害対策チーム」を設置し、地域において関係機関が連携し、有害な野生鳥獣の出没の情報把握・提供、注意喚起、パトロール、必要に応じた捕獲等、人身被害及び農作物被害防止等の取組を推進する。

(2) 隣接県との調整

地域個体群の安定的な維持を図るため、隣接県と協議調整を行い、管理計画との整合を図るとともに、連携して施策を進める。

3 人材育成、啓発活動

農作物被害を軽減するためには、地域における農家や住民による自己防衛対策が重要であり、自己防衛対策のためにはサルについての知識や、行動・生態に精通した人材が必要である。

そのため、市町村は、農家や地域住民が必要な知識や被害防除技術を習得、防除対策が実施できるよう、県、農業協同組合等農林業関係団体や動物生態学の専門家や鳥獣対策のNPO団体等と連携し、被害防止の技術や情報の収集及び普及を図り、地域における鳥獣被害防止活動等を推進する。

県は、市町村や関係団体等を対象とし、動物生態学の専門家や鳥獣対策のNPO団体と連携して、鳥獣被害防止に関する最新の知見や、GISやテレメトリー調査等モニタリングや解析に関する知識や技術、捕獲に関する技術等をテーマとした研修会を開催し、地域における指導的役割を果たす人材の育成を推進する。

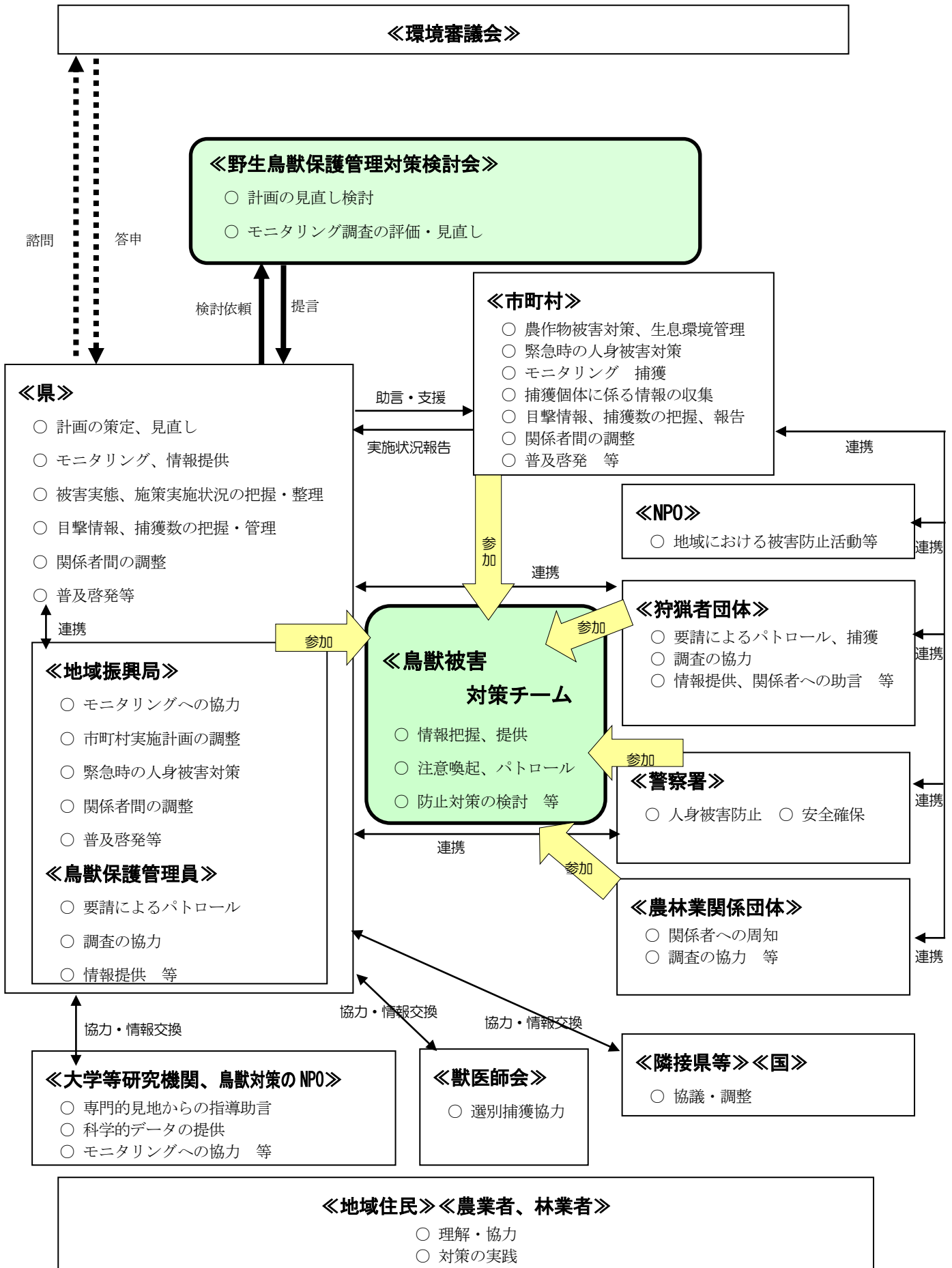
また、近年狩猟人口の減少や高齢化等が進んでいることから、狩猟や狩猟試験等に関する講習会やセミナーを開催するなど、市町村における鳥獣捕獲の担い手の育成確保に努める。

4 管理計画の進行管理

県は、管理計画を策定し、計画を推進するための事業やモニタリング調査を実施するとともに、その実施状況について保護管理対策検討会において評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、計画終了時に、計画の効果についての検証を行う。

第二期新潟県ニホンザル管理計画実施体制



<資料編>

資料 1	市町村ニホンザル管理実施計画	資 1
資料 2	加害レベルの定義	資 2
資料 3	加害レベル判定表	資 3
資料 4	捕獲オプションの選択手順の一例	資 4

資料 1

令和 年度 市町村ニホンザル管理実施計画

市・町・村	地域・地区	対象群れ数 (加害群数) (群)	推定頭数 (群れごとの 推定頭数) (頭)
-------	-------	-----------------------	-------------------------------

① 出没(目撃)状況

出没頻度	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> まれに <input type="checkbox"/> その他 ()
出没時期	<input type="checkbox"/> 春 <input type="checkbox"/> 夏 <input type="checkbox"/> 秋 <input type="checkbox"/> 冬 <input type="checkbox"/> その他 ()
出没状況	<input type="checkbox"/> 山間 <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> 集落 <input type="checkbox"/> 耕作放棄地 <input type="checkbox"/> その他(廃棄作物、人への威嚇)

② 被害状況

被害作物	被害時期	被害面積(単位:a)	被害額(単位:万円)

③ 対策の状況及び計画

地区	区分	被害防除	生息環境管理	個体群管理	備考
地区 加害レベル ()	前年度 までの 実績	(実施時期、方法)	(実施時期、方法)	(実施時期、方法、頭数)	(群数など)
	効果 及び 問題点				
	当年度 計画	(実施時期、方法)	(実施時期、方法)	(実施時期、方法、頭数)	

地区	区分	被害防除	生息環境管理	個体群管理	備考
地区 加害レベル ()	前年度 までの 実績	(実施時期、方法)	(実施時期、方法)	(実施時期、方法、頭数)	(群数など)
	効果 及び 問題点				
	当年度 計画	(実施時期、方法)	(実施時期、方法)	(実施時期、方法、頭数)	

※ 同一市町村内でも状況・対策等が異なる場合は、地域ごとに作成する。
(欄、段等は適宜加工して作成)

〔記載方法〕

- ・ 出没時期は被害の大きい時期を記載
- ・ 被害作物は、稲、麦、雑穀、豆類、芋類、野菜、果物、飼料作物、その他から選択
- ・ 防除対策及び周辺環境管理は、時期、方法等を記載
- ・ 捕獲対策は、時期、方法、頭数等を記載

加害レベルの定義

加害レベル：群れの出没頻度、出没規模、被害内容

レベル	定義
0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）」より

加害レベル判定表

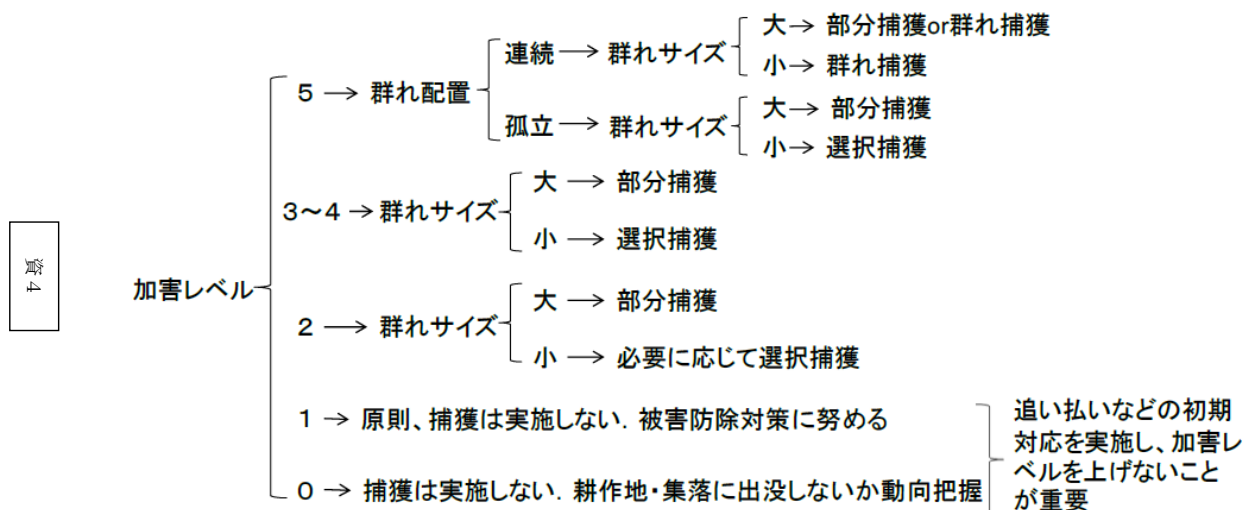
ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいるも、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2、3頭程度の出没が多い	遠くにいるも、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落のみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落のみかける	10～20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落のみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

それぞれの項目の判定は、①現地調査、②アンケート調査、③専門家または行政担当者によるチェックのいずれか、あるいは複数の方法によって行う。部分捕獲や群れ捕獲の対象群等については、①あるいは②の手法による客観的な評価に基づいて加害レベルを判定することが望ましい。

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」より

捕獲オプションの選択手順の一例



環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」より